

21

中国のインフレーションと経済改革

いし はら きょう いち
石 原 享 一

はじめに【略】

出典 『アジア経済』第30巻第2号

1989年2月

I 停滞する価格改革【略】

II 価格改革とインフレーション

III インフレーション要因の分析【略】

IV 経済改革の現段階とインフレーション【略】

おわりに【略】

はじめに【略】

I 停滞する価格改革【略】

II 価格改革とインフレーション

1. 潜在的インフレーションの顕在化

市場経済では、需要が供給を超過すると不足財の価格上昇となって現われる。ところが、公定価格の比重が圧倒的優位を占める社会主义の計画経済では、価格のバロメーター機能が作用しない。需給ギャップは、必ずしも不足

財の価格上昇という形で現われるわけではない。したがって、物価統計には物価指数の上昇として記録されることもない。

その代わりに、このような需給ギャップは、(1)配給制や行列、(2)公定価格と市場価格との乖離、(3)貯蓄の増加、(4)闇市場の横行、などの形をとって現われる。国営商店などでは、冬になると、野菜が店頭から姿を消してしまうこともある。安い公定価格の値札だけはあって、実際には品物がないなどは、社会主義における需給ギャップの一つの現象形態である⁽¹⁾。

公式の物価統計には示されないが、上述したような別の形態をとって現われるインフレ圧力を「潜在的インフレ」とよぶことができる。この潜在的インフレが、とりわけ1978年の経済改革に着手するより前の段階では、大きな比重を占めていたことは否めない。

次に、中国の物価指数の信頼度が問題になる。別稿(「中国のインフレ問題をどうみるか」〔『日中経済協会会報』第180号、1988年8月〕)でも述べたように、結論的には中国の現在の物価統計が他国の公式統計以上に信頼できないとする根拠はない。しかし他方で、中国の過去の統計業務が正確さのうえで問題を残していたことも事実である。

物価統計についても、物価の安定それ自体が望ましいという事情の他に、実質生産額の伸びをより大きく表示するという理由から、社会主义国でも物価上昇率を低くみせかける操作への誘因は大であった。チェコスロバキア、ポーランド、ユーゴスラビアを除いて、その他の社会主义国の物価統計では、比較年次ウェイトに基づくパーセンテージ算式を採用している。他方、ほとんどの資本主義国では基準年次ウェイトに基づくラスパイレス算式を用いている。どちらの方式が「眞の物価指数」に近いかという問題は別にして、消費者の効用関数の不变という前提をおく限り、パーセンテージ算式による指数はライハイレス算式より下方に位置している⁽²⁾。

A・ノーヴの言を借りれば、「ソ連の統計家たちは、生計費指数を算出するときには、注意深く末端年ウェイトを使うが、これは価格の上昇を最小のものとし、それによって実質賃金の動きをより有利なものにみせることができ

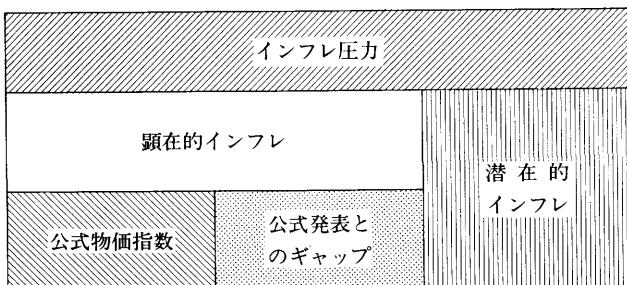
る方法なのである」⁽³⁾。中国でも理論上はパーセンテージ算式を主張している⁽⁴⁾。仮に公式物価統計とこの隠蔽された部分との差があったとすれば、それをも考慮に入れておかねばならないだろう。

以上に述べた公式物価指数、隠蔽された物価上昇率、潜在的インフレを含んだインフレ圧力は、第1図のような関係で示すことができる⁽⁵⁾。

1978年末から、中国は経済改革・対外開放路線へと転じ、企業への分権化と市場メカニズムの導入とを推進してきた。これに伴い、その後の物価水準は持続的上昇傾向を示している。公式統計でみても、1950年から78年までの28年間の全国の職員・労働者生計費指数は年率1.3%の上昇にすぎなかった。ところが、1978～87年の年平均上昇率は5.08%と、それまでの4倍近くにもなる。

このように物価指数が急激な伸びを示した背景には、潜在的インフレの顕在化がある。すなわち、従来のシステムの下で潜在化していたインフレが、価格統制の撤廃によって解き放たれ、物価指数に反映されるようになったからである。

第1図 インフレ圧力と公式物価指数



(出所) 筆者作成。

2. 価格統制の導入と撤廃

中国における価格統制の開始は、1950年2月にさかのぼる。中央財政経済委員会の指示で、全国各地の卸売物価を当時の中央貿易部が統一決定することになった。それより前の建国当初は、軽工業や商業では私企業が支配的地位を占めており、市場価格は私企業が自由に決めていた。その後、食糧と搾油原料（1953年）、綿・綿布（54年）が義務供出・統制販売されることになった。さらに、豚、タバコ、麻、茶、孟宗竹、畜産品が割当買い付けの対象となった。

他方で、政府は私営卸売商・小売商に対して、取次販売・代理販売などの方法で規制を始めた。また、工業企業に対しても加工注文などの初步的形態から、最終的には国営商業による統一買付・一手販売へと規制を強めていった。さらに1956年までに、私営工商業の公私合営化、農業・手工業の集団化が実施された。

このような過程を経て、政府は国内の都市・農村市場をほぼ完全に統制下においていた。少数の小型手工業製品や雑多な農産物を除いて、政府の制定する価格が市場物価の唯一の形式となつた⁽⁶⁾。

1958年から一時的に統制緩和の動きが現われた。11月に国務院は、「農業・副業生産物、食品・畜産品、生糸、絹織物等の商品の分級管理方法に関する規定」を発布して、商品を1類（中央管理）、2類（中央・地方の共同管理）、3類（地方管理）に分けた。1959年9月には自由市場を開放し、副次的で雑多な3類商品の一部に対して協議価格を認めた。1962年には、食糧・食用油、肉、卵などの主要農産物に対し、計画販売任務を達成してのち、購入販売協同組合が協議価格で販売することを認めた。

ところが、工業品に対しては依然として計画価格を維持していた。まして1961年になると、大躍進期に地方政府に委譲していた、一部の2類・3類商品の価格決定権すら中央に戻ってしまった。

このような高度集中型の価格管理体制は、1970年代末まで続くことになる。1973年に国家計画委員会が改訂した「国務院各部門が価格を分業管理する生産物(商品)目録」によると、全国で中央政府が統一して価格決定しているものは、農産物買い上げ価格9類113種、工業製品工場渡し価格59類1086種、市場商品小売価格13類138種に上る⁽⁷⁾。これ以外の商品の価格やサービス料金も、地方政府が価格管理目録を作成しているため、企業には価格決定権がなかった。

経済改革に着手した1979年から変化がおこり、価格統制の撤廃が徐々に行なわれていった。1982年160種、83年350種の小型の工業製品(消費財)価格が自由化された。現在では、この種の小型の消費財はすべて企業が価格決定している。

1985年にはミシン、国産腕時計、自転車、ラジオ、電気扇風機などは有名ブランドを除いて価格を自由化した。続いて、1986年に自転車(有名ブランド)、白黒テレビ、電気冷蔵庫、電気洗濯機、ラジカセ、80番手以上の綿糸・絹織物、レーヨン・ポリエステル混紡布など7種類の消費財価格の自由化へと拡大した⁽⁸⁾。さらに1987年には、タオル、靴下も追加された⁽⁹⁾。また、軽工業部は管轄下にある碗・はし、のり、パイプ、靴のかかと、「魚皮豆」(薄い衣で包んだピーナッツ菓子)など24大分類749品目を小型商品に分類して、価格決定権を生産企業に下ろした⁽¹⁰⁾。また、生産財の一部にも政府指導価格や市場調節価格が適用され、多重価格制が登場した。肉、卵、魚、野菜、果物などの副食品価格も1985年から自由化された。

以上のような価格統制を撤廃する措置が採られた結果、政府決定価格が市場販売額に占める比重は著しく低下してきた。経済改革前の1978年と86年とを比較してみると、政府決定価格は農産物が92.4%から37%へ、重要生産財が100%から64%へ、工業製品(消費財)が97%から45%へそれぞれ激減している(第1表)。

広東省では、省内商品小売総額に占める政府決定価格の比重は20%でしかない。そのうち、農業・副業生産物のはあい25%、生産財のはあい30%であ

第1表 各種価格形式の構成比

(%)

	農民の農産物販売額		重要生産財販売額		工業製品(消費財)販売額	
	1978	1986	1978	1986	1978	1986
政府決定価格	92.4	37	100	64	97	45
政府指導価格	7.6	23	0	23	3	23
市場調節価格		40		13		32

(出所) 田源「価格改革与産權制度転換」(『経済研究』1988年2期) 12ページ／「企業定価講座」
 『価格理論与実践』1988年1期) 58ページ。

る。農産物のうち、政府が価格決定をしているのは、食糧、食用油、タバコ葉、木材の一部、黃・紅麻にすぎない。重工業製品のはあい、工場渡し価格で1288種類に及ぶが、小売価格では41種類でしかない。軽工業品は79種類、運輸その他サービス料金は22種類である⁽¹¹⁾。

価格改革は、以上に述べた価格統制の撤廃のほかに、政府による価格比の調整、価格決定権限の下部への委譲を含む三つの側面からなる。価格改革が目指している方向は、市場メカニズムを導入ないし利用することによって、「合理的」な価格比を形成しようというものである。それ自体としては、物価上昇をもたらす論理的必然性はない。

ところが、現実には各企業や監督官庁間の利害関係もからむため、価格比の調整は高価格のものを引き下げる形で実施するのは難しい。いきおい、低価格のものを引き上げざるを得ない。つまり価格が下方硬直的であるため、価格改革は物価上昇へつながらざるを得ない。とりわけ、価格統制の撤廃はそれまで抑え込まれていた潜在的インフレを顕在化させるため、公式発表される物価指数の上昇をもたらす。

1986年と87年の小売物価指数（職員・労働者生計費指数と異なってサービスを除くが、農業用生産財を含む）は、それぞれ6.0%，7.3%の上昇であった。1986年の上昇率のうち、40%は副食品価格の自由化および農村の食糧・食用油販売価格の引き上げ等、85年改革の影響による。また、計画外セクターの価格

第2表 小売物価指数の上昇要因

(%)

	前年度の価格自由化の影響	計画外セクターの価格上昇	計画価格	
			政府指導価格	政府決定価格
1986	40	38		22
1987	19.2	54.1	17.0	9.7

(出所) 朱民「1986年価格改革綜述」(『価格理論与実践』1987年4期) 6ページ／同「1987年我國物価概況」(同誌、1988年6期) 8ページ。

上昇の影響は38%を占める。1987年にはこの計画外セクターの影響は54.1%にも及ぶ(第2表)。価格統制の撤廃は潜在的インフレを顕在化させる。この顕在化したインフレは、中国の公式物価指数において物価上昇率の著しい伸びとして反映される。

III インフレーション要因の分析【略】

IV 経済改革の現段階とインフレーション【略】

おわりに【略】

[注] _____

- (1) 石原亨一「中国のインフレ問題をどうみるか」(『日中経済協会会報』第180号, 1988年8月) 24ページ／佐藤経明「限界にきた物価安定策」(『エコノミスト』1977年3月1日号) 50~51ページ。
 - (2) 玉木義男『物価指数の理論と実際』ダイヤモンド社, 1988年, 116ページ。R・G・D・アレン著, 溝口敏行・寺崎康博訳『指標の理論と実際』東洋経済新報社, 1977年, 68~69ページによると, 価格と数量とが逆方向に連動する傾向のあるばかり, ラスパイレス算式のほうがパーシェ算式よりも大きな値となる。小売物価指数がその例にあげられている。
 - (3) アレク・ノーヴ著, 公文俊平訳『ソ連経済』(改訂版) 日本評論社, 1971年, 476ページ, または福田亘「社会主义諸国におけるインフレーション」(『国民経済雑誌』第14巻第1号, 1981年1月) 107ページ。
 - (4) 中国の物価指数の作成方法については, 石原亨一「経済改革開始後の価格問題」(『中国経済』第212号, 1983年8月) 14~15ページを参照されたい。
 - (5) 岡田裕之「社会主义におけるインフレーション分析」(『経営志林』(法政大学)

第15巻第2号、1978年7月)33ページ／南部稔「中国のインフレーション」(『アジア研究』第32巻第1号、1985年4月)4ページ。本文中の「潜在的インフレ」などの用語は、必ずしもこれらの論文の用法と一致しない。

- (6) 「企業定価講座」(『価格理論与実践』1988年1期) 58ページ。
- (7) 1987年「全国工農業生産物（商品・物資）分類・コード」によると、大分類87、中分類1144、小分類7706、細分類2万718、の各項目からなる(同上出所)。この品種の数を利用すると、政府が統一決定していた価格は、品種総数2万718品目のうち、6.45%にすぎない。ただし、販売額構成比では第1表にみるように、ずっと大きい割合を占めている。
- (8) 石原亨一「価格改革」(小島麗逸編『中国の経済改革』勁草書房、1988年)175~176ページ。
- (9) 「文件摘編」(『価格理論与実践』1988年5期) 57ページ。
- (10) 『人民日報』1988年2月7日。
- (11) 何杰・唐曉冰「關於廣東價格改革加快步伐的思考」(『価格理論与実践』1988年3期) 26ページ。

(石原亨一／執筆時：アジア経済研究所地域研究部、現：アジア経済研究所海外調査員〈在香港〉)